

政令第 号

日本国憲法の改正手続に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第四十二号を同項第四十三号とし、同項第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第百十四条又は第百十五条

第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪

（外務省組織令の一部改正）

第二条 【略】

附 則

この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の施行の日から施行する。